

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年（2014年） 3月策定

令和元年（2019年） 11月改訂

令和5年（2023年） 4月改訂

令和8年（2026年） 3月改訂

熊 本 県

# 目 次

- 第 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の  
効率化及び高度化の促進に関する目標
  
- 第 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
  
- 第 3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
  
- 第 4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進す  
るための施策に関する事項
  
- 第 5 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等  
の連携及び協力に関する事項

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

【農用地の面積】	令和5年度 (2023年度)	令和12年度 (2030年度)
○耕地面積(①) 本県の目標	104,300ha	96,900ha
うち担い手が利用する面積(②) 本県の目標	56,669ha	67,800ha
②/① 本県の目標	54.3%	70%

【農地を集積すべき主な担い手】	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)
○認定農業者	9,913 経営体	9,700 経営体
うち個人	8,794 経営体	8,440 経営体
うち法人	1,119 経営体	1,260 経営体

※ 本目標については、必要に応じて見直すこととします。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	令和5年度 (2023年度)	令和12年度 (2030年度)
○農用地の団地の平均面積	—	概ね1ha (中山間地域 概ね0.5ha)
○遊休農地(1号)	4,039ha	3,700ha

	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)
○地域計画策定地区における集約化	—	50地区

## 第2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

令和5年（2023年）4月に改正された農業経営基盤強化促進法等において、市町村は農業者等による協議結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画を定めることとされ、本県では420の地域計画が策定されました。将来を支える担い手が農地集積・集約化を通じて生産性の向上を図るとともに、地域農業や集落のコミュニティを守るためには、地域での話し合いを継続し、耕作者等の意向をより一層反映した地域計画に見直すことが重要です。

農地中間管理機構は、地域計画を基本とし、市町村、農業委員会、加えて農業会議、JA、土地改良区、土地改良事業団体連合会などの関係機関と一体となり、農地中間管理機構を通じた貸借や遊休農地解消対策事業の活用を推進し、更なる農地集積・集約化に取り組み、効率的かつ生産性の高い農業経営の確立を目指します。また、地域計画の見直しにおいて、協議の場に参加し地域外の担い手の情報提供を行うなど、将来における受け手不在農地の解消や地域における担い手の確保を推進します。

## 第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

農地中間管理機構は、農地相談員の話し合いへの参画や現場での農用地利用調整活動等を通じて、地域計画を実現するための農用地利用集積等促進計画を作成します。地域計画区域外で、農業委員会による要請があった場合も同様です。

また、農地中間管理機構では、全ての市町村（農業委員会を含む。）に対して、農用地利用集積等促進計画案の作成等の協力を求めます。

さらに、これまで農地集積に係る十分な実績をあげてきた全てのJAに対しても、組合員の経営意向の情報提供等の協力を求めます。

加えて、土地改良区、民間企業等に対しても、その得意とする分野における農地中間管理機構の業務への協力を求めるなど、関係機関の総力により担い手への農地集積・集約化に取り組めます。

#### 第4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

農地中間管理事業については、農地集積・集約化を推進する重要な柱であることから、関係機関へ施策を周知徹底するための推進会議・説明会を県段階、地域段階で開催し、制度の理解を深め、十分な活用が図られるよう取り組みます。

また、各種広報活動やパブリシティの活用により、広く県民に農地集積・集約化への取り組みと農地中間管理機構について情報発信等を行います。

#### 第5 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項

本県、市町村、農業委員会、農業会議、JA、土地改良区、土地改良事業団体連合会、株式会社日本政策金融公庫のほか、農業関係団体及び経済関係団体と密接な連携及び協力の下で、農地中間管理機構の活用を図っていきます。